藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第４８６号

２０１１年１０月１３日
（平成２３年）

財団法人藤沢市みらい創造財団
理 事 長　　小 野　晴 弘　様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長　畠山　鬨之

秩父宮記念体育館・石名坂温水プール・秋葉台運動公園・鵠沼運動公園施設運営管理業務及び市との連絡調整に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

２０１１年１０月１日付けで諮問（第４８６号）された秩父宮記念体育館・石名坂温水プール・秋葉台運動公園・鵠沼運動公園施設運営管理業務及び市との連絡調整に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

１　審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成１５年藤沢市条例第７号。以下「条例」という。）第１８条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

２　実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1)　諮問に至る経緯について

秩父宮記念体育館，秋葉台運動施設事務所，鵠沼運動施設事務所及び石名坂温水プール事務所は，平成１３年４月１日から業務委託を受け管理運営を行ってきたが，平成１８年４月１日からは，藤沢市指定管理者として指定を受け管理を行ってきている。その後，平成２２年４月１日付けの財団統合により新財団「（財）藤沢市みらい創造財団」が業務を引き継いでいる。

本財団では，秩父宮記念体育館，秋葉台文化体育館，八部公園プール及び石名坂温水プールの各施設窓口，市役所や市民センターに設置してある街頭端末機,インターネットを利用したパソコン及び携帯端末で，各スポーツ施設の予約など市民が気軽に施設を利用できるように，藤沢市スポーツ施設予約システ

ム（以下「カルトス」という。）を活用している。

カルトスにより行っているコンピュータ処理は，利用者の登録・予約・利用料金入金・還付であり，取り扱っているデータは，団体名・代表者名・連絡者名・住所・電話番号・生年月日・登録番号・暗証番号・利用種目・団体構成・組織分類である。

今回の施策は，施設利用案内の際の窓口周辺の混雑緩和など，さらなる利便性の向上を図るため,秩父宮記念体育館,秋葉台文化体育館,秋葉台公園プール,八部公園プール及び石名坂温水プールの各施設玄関前に新たに電子掲示板を設置し，当日の施設利用状況等を表示するものだが,その際,電子掲示板に表示するデータをカルトスに属しているパソコンから記録媒体（ＵＳＢメモリ）によって電子掲示板システムに属するパソコンに複写するものである。

このシステムの運用にあたっては個人情報等の取り扱いが発生することから個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2)　コンピュータ処理の必要性

現在，各施設では，当日の利用状況等をホワイトボード等に手書きし周知しているが，ホワイトボードの設置場所は，施設によっては利用者から見づらく不便をかけており，市民から改善要望が出されている。また現在，当日の予約状況はカルトスから毎回出力し，印刷をしてホワイトボード等に転記しているが，利用者対応窓口では，通常１人で，利用案内，問い合わせ，施設予約，使用料金の徴収など多くの業務を行っており，非常に煩雑な状況である。これらの状況を踏まえ，電子掲示板を設置することにより，利用者に対し利用状況をより分かりやすく表示し市民サービスの向上とともに業務の減量，合理化を図るものである。

(3)　コンピュータ処理をする個人情報の項目

電子掲示板に表示する内容は，利用時間帯，施設名（例，メインアリーナ，弓道場等），団体名，行事名とする。ただし，テニスコートの利用については，個人名でのみ予約受付を行っていることから，利用者の登録番号を抽出し，表示する。また，カルトスからのデータの抽出方法は，カルトスのシステムを一部修正し，上記のデータのみを記録媒体（ＵＳＢメモリ）に自動的に記録する。

なお，当該情報以外に個人の識別につながる情報は，カルトスから抽出しない。

(4)　システムの機器構成

電子掲示板システム

(5)　電子掲示板システムに係る機器設置台数及び設置場所

ア　サーバー用パソコン　１台（秩父宮記念体育館，事務所内サーバー室に設置）

イ　モニター（電子掲示板）　８台（秩父宮記念体育館２台，玄関前設置）
（秋葉台文化体育館２台，玄関前設置）

(秋葉台公園プール１台，玄関前設置)
(八部公園プール２台，玄関前設置)
(石名坂温水プール１台，玄関前設置)

ウ　編集用パソコン　　　４台（秩父宮記念体育館１台，事務所内設置）
(秋葉台文化体育館１台，事務所内設置)
(八部公園プール１台，事務所内設置)
(石名坂温水プール１台，事務所内設置)

(6)　安全対策及び日常的な処理体制

ア　記録媒体(ＵＳＢメモリ)の管理及びシステム操作の権限について

記録媒体(ＵＳＢメモリ)の管理者は，本財団個人情報管理補助者である各施設長とし，記録媒体(ＵＳＢメモリ)は各施設で１個所持し，各施設長が事務所内の鍵のかかるキャビネットに保管する。また，システム操作権限を全権管理者，施設管理者，他の職員の３段階に分け，全権管理者は全施設の情報を操作することができるとともにシステムの変更等も行えるためスポーツ事業部課長とする。施設管理者はその施設内における情報を操作できるとともに施設内におけるシステムを変更できるため各施設長とする。他の職員はユーザーＩＤを利用し自分が作成したデータのみ操作することができる。

電子掲示板システムの利用については，以上の３権限者に分け，それぞれをパスワードによって管理する。

イ　データの取り扱いについて

電子掲示板への利用状況の表示に必要なデータ（使用施設，時間，大会名等，団体名，個人登録番号）は一旦，カルトスから記録媒体(ＵＳＢメモリ)によって電子掲示板システムの編集用パソコンから必要な処理を行った後，回線によって同システムのサーバー用パソコンに移行させる。同サーバー用パソコンは，現在本財団スポーツ事業部で使用しているイントラネットの回線に接続することとし，データは同イントラネットの回線を通じて電子掲示板に送る仕組みとするため，当該データが外部に流失することはない。

なお，このイントラネットに接続しているパソコンには，不測の事態に備え，ウィルス対策ソフトを施している。

また，利用者情報を更新するたびに記録媒体(ＵＳＢメモリ)，サーバー内に保存されたデータは，上書き保存し，過去のデータは残さない。

その他システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7)　実施時期

２０１１年１１月予定

(8)　提出資料

ア　藤沢市におけるスポーツ施設予約システム

イ　システム構成図

ウ　個人情報取扱事務届出書

3　審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおりの判断をするものである。

(1)　コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

ア　各施設では，当日の利用状況等をホワイトボード等に手書きし周知しているが，ホワイトボードの設置場所は，施設によっては利用者からは見づらく不便をかけており，市民から改善要望が出されている。

イ　当日の予約状況はカルトスから毎回出力し，印刷をしてホワイトボード等に転記しているが，利用者対応窓口では，通常１人で，利用案内，問い合わせ，施設予約，使用料金の徴収など多くの業務を行っており，非常に煩雑な状況である。

ウ　電子掲示板を設置することにより，利用者に対して利用状況をより分かりやすく表示することができ，市民サービスの向上とともに窓口業務の減量，合理化を図ることができる。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2)　安全対策について

実施機関では，次のような安全対策を講じている。

ア　記録媒体(ＵＳＢメモリ)の管理及びシステム操作の権限について

(ｱ)　記録媒体(ＵＳＢメモリ)の管理者は，本財団個人情報管理補助者である各施設長とし，記録媒体(ＵＳＢメモリ)は各施設で１個所持し，各施設長が事務所内の鍵のかかるキャビネットに保管する。

(ｲ)　システム操作権限を全権管理者，施設管理者，他の職員の３段階に分け，全権管理者は全施設の情報を操作し，システムの変更等も行うことができる者としてスポーツ事業部課長とする。施設管理者はその施設内における情報を操作し，施設内のシステムを変更できる者として各施設長とする。他の職員はユーザーＩＤを利用し自分が作成したデータのみ操作することができる。

電子掲示板システムの利用については，以上の３権限者に分け，それぞれをパスワードによって管理する。

イ　データの取り扱いについて

(ｱ)　電子掲示板への利用状況の表示に必要なデータ（使用施設，時間，大会名等，団体名，個人登録番号）は一旦，カルトスから記録媒体(ＵＳＢメモリ)によって電子掲示板システムの編集用パソコンから必要な処理を行った後，回線によって同システムのサーバー用パソコンに移行させる。

(ｲ)　同サーバー用パソコンは，現在本財団スポーツ事業部で使用しているイントラネットの回線に接続することとし，データは同イントラネットの回線を通じて電子掲示板に送る仕組みとするため，当該データが外部に流失することはない。

(ｳ)　このイントラネットに接続しているパソコンには，不測の事態に備え，ウィルス対策ソフトを施している。

(ｴ)　利用者情報を更新するたびに記録媒体(ＵＳＢメモリ)，サーバー内に保存されたデータは，上書き保存し，過去のデータは残さない。

(ｵ)　その他システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以　　上